

【2019年年間一時金第1回団交報告】

5月28日（火）、2019年年間一時金第1回団交を開催しました。（要求書は5月21日に提出済み）。

正社員と非正規社員（パートタイム、再雇用社員など）の不合理な待遇差を解消したうえで、年間で6.1か月の一時金支給を求めました。

1. 正社員と非正規社員の待遇差を解消する要求
2. 2019年年間一時金として6.1か月を支給すること。

1 正社員と非正規社員（パートタイム、再雇用社員など）の待遇差を解消する要求

①再雇用社員に住宅手当を支給すること。

住宅手当は、

- ・ 職位や勤続年数、本人基本給などにかかわらず、勤務地によって一定額が支給されています。勤務地の住宅費を考慮した「生活補助」の手当です。
- ・ 世帯主であれば、正社員、パートタイム、契約社員、嘱託社員に支給されていて、再雇用社員だけが支給されていません。
- ・ 最近の裁判では、住宅手当が非正規に支給されていないことは「不合理な待遇差」と判断され、十割支給を命ずる判決が連続しています。

したがって、再雇用社員に住宅手当を支給しないことは、法律で禁止されている「不合理な待遇差」であると考えます。直ちに支給することを求めます。

②再雇用社員に家族手当を支給すること。

家族手当は、

- ・ 職位や勤続年数、本人基本給などにかかわらず、扶養家族の人数によって一定額が支給されています。家族の生計費を考慮した「生活補助」の手当です。

- ・扶養家族がいれば、正社員、パートタイム、契約社員、嘱託社員に支給されていて、再雇用社員だけが支給されていません。

したがって、再雇用社員に家族手当を支給しないことは、法律で禁止されている「不合理な待遇差」であると考えます。直ちに支給することを求めます。

③パートタイムと再雇用社員に、正社員と同月数の一時金を支給すること。

人事院（国の機関）が、厚生労働省の調査結果にもとづいて、民間企業では60歳を超える従業員の年間給与は、60歳前の70%程度であることを認定しました。

東京測器では、年間給与は70%を遥かに下回ります。再雇用社員の毎月の基本給は定年退職時の55%~60%。住宅手当や家族手当は支給されなくなります。加えて、一時金支給月数は正社員やパートタイムの妥結月数の60%程度（家族手当がなく、55%~60%になった基本給がベース）。

アルバイトについて、同一勤務年数の正職員の60%を下回る支給（金額）については不合理と認定する判決が出ています（大阪医科薬科大学事件：大阪高裁判決）。

一時金闘争では、再雇用社員とパートタイムに対して、正社員と同月数の一時金の支給を要求します。

④高田組合員の再雇用労働条件の理由を、具体的・定量的に説明すること。

- ・基本給が、定年時の55%である理由。
- ・住宅手当が支給されない理由。
- ・一時金が、正社員の妥結月数の60%相当である理由。

⑤再雇用社員の一時金の配分方法を開示すること。

2 2019年年間一時金として6.1か月を要求しました。

- ①正社員、契約社員、再雇用社員に（基本給+地域手当+家族手当）×6.1ヶ月の年間一時金を支給すること。
- ②パートタイムに（対象期間6ヶ月の平均勤務時間×時給+家族手当）×6.1ヶ月の年間一時金を支給すること。
- ③派遣社員には、何らかの謝礼を支給すること。